

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	南部町（以下、「本町」という）は、平成 15 年 3 月 1 日に旧南部町と旧富沢町の 2 町が合併し誕生している。山梨県最南端に位置し、面積は 200.63 k m²。静岡県静岡市及び富士宮市と隣接し、国道 52 号線・JR 身延線など山梨県と静岡県を結ぶ主要幹線が横断し、また、令和 3 年 8 月 29 日に全線開通した中部横断自動車道により長野県や新潟県方面にアクセスする際の玄関口となっている。 四方を山梨百名山に名を連ねる山々に囲まれ、町の中心部を日本三大急流の一つである富士川が国道 52 号線に沿って、町の中央を南北に貫流して駿河湾に流れ込み、江戸時代には富士川舟運の要所として山梨と静岡の物流の拠点として栄えた。 急峻な箇所が多く、地震、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。また、近年の異常気象、社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。 当会を取り巻く地域の災害発生状況及び想定される災害発生情報は、本町が策定した南部町地域防災計画（令和 4 年 3 月改定）やハザードマップを基に現状分析を行う。 （1）地域の災害リスク （洪水：ハザードマップ） 本町のハザードマップによると、町内には富士川、佐野川、福士川、戸栗川、船山川、万沢川等の河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきた。富士川沿いの一部地域が浸水想定区域に指定されている。特に、富士川沿いに位置し、商工業者が集積する睦合地区の南部地域、栄地区の内船地域、富河地区の文京・中央地域においては最大で 5m を超える浸水が予想されている。又、各河川沿いに位置する広い範囲の地域においては、1m 以上の浸水が予想されている。 堤防の建設や河川の改修により氾濫の危険性は減少しているものの、中小河川や農業用水路における過去の水害や溢水の可能性を把握し、改修など適正な管理を進めるとともに出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な情報を収集できるよう雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立を図っている。 （土砂災害：防災計画） 本町の防災計画によると、町内の山地は、地形などの特質から崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。また、森林地域は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なり、豪雨時の際に土石流が発生する危険性が高く、土石流危険渓流が 86 渓流ある。地すべり等防止区域に農務関係で 1 ヲ所、林務関係で 1 ヲ所、土木関係で 3 ヲ所の計 5 ヲ所が指定されている。特に、睦合地区の本郷・成島地域、栄地区の井出・佐野地域、富河地区の御堂・徳間地域、万沢地区の稜草地域においては、地質的に崩れやすく、急傾斜地付近に事業所を構えており、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想されている。 治山事業や森林整備事業の積極的な推進を行い、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険区域とその流域の保全対策に努めている。 （地震：J-SHIS） 山梨県が行った「山梨県地震被害想定調査（平成 8 年 3 月）」及び「山梨県東海地震被害想定調査（平成 17 年）」における想定地震は、東海地震、南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）、釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾根丘陵断層地震、糸魚川―静岡構造線の 6 つであるが、このうち本町への影響が大きい地震として「東海地震」を想定している。東海地震は駿河トラフ

から北西に潜り込むフィリピン海プレートと、大陸のユーラシアプレートの境界で発生するプレート境界型地震である。マグニチュード8.0を想定したケースでみれば、町のほぼ全域で震度6強、南部地区の一部地域及び富士川流域では震度7が点在することとなる。急傾斜地崩壊危険個所のうち97カ所が「危険度が高い」、19カ所が「危険性がある」と想定され、地すべり危険個所は3カ所が「危険度が高い」、2カ所が「危険性がある」と想定されており、急傾斜地崩壊危険個所、地すべり危険個所の6～8割がランクA（危険性が高い）に属している。

（原子力災害：防災計画）

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力（株）浜岡原子力発電所が所在する。

旧原子力規制庁が平成24年12月に公表した「拡散シミュレーション」によると、本町に最も近い浜岡原子力発電所において、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故と同程度の事故が発生した場合の放射線量は、風向や原子力発電所からの距離を考慮すると、本町への影響はわずかなものであり、町民への生命に直接影響を及ぼす被害は低いと予想されることから、建物内への退避により安全の確保を図る。その一方で、飲料水や農水産物等への影響は否定できないため、放射線量の観測、情報収集を図り、関係機関や住民への情報提供を行う。

（火山災害：防災計画）

本町は、県が定める「富士山周辺市町村」（富士山の噴火による噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流に影響範囲を有する市町村）や「降灰後危険予想範囲市町村」（降灰が10cm以上と予想され、降灰後の降雨による土石流が予想される市町村）には含まれていない。しかし、隣接する身延町が「富士山周辺市町村」と指定されているほか、静岡県富士宮市も同様の被害が想定されており、本町においても直接的な被害は想定されていないものの、一定の対策が必要である。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的に急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

（2）商工業者の状況（令和3年9月現在）

南部町商工会（以下、「当会」という）は、平成15年4月1日に旧南部町商工会と旧富沢町商工会の2商工会が合併し誕生している。

- ・商工業者数：446事業者
- ・小規模事業者：436事業者

【商工業者数の内訳】

【商工業者数・小規模事業者数】

	地 区		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
	睦合地区	中 野	2 4	2 4	広く分布
		本 郷	2 1	2 1	一部山沿いに分布
		成 島	1 0	1 0	一部山沿いに分布
		柳 島	2 0	1 8	一部山沿いに分布
		南 部	8 0	7 8	広く分布、一部山・川沿いに分布
		大和・塩沢	1 7	1 6	一部山沿いに分布
	栄 地区	内船上・中・下	7 2	7 0	広く分布、一部山・川沿いに分布
井 出		7	7	一部山沿いに分布	
十 島		9	9	一部山沿いに分布	
上佐野・下佐野		5	5	山沿いに分布	

	富河地区	楮 根	1 7	1 6	一部山沿いに分布
		文京・中央・天王	7 1	7 1	広く分布、一部川沿いに分布
		向田・御堂	1 1	1 1	山沿いに分布
		皐 月	1 1	1 1	一部山沿いに分布
		徳 間	1 0	1 0	山沿いに分布
	万沢地区	朝 日	6	6	広く分布
		富士見	1 3	1 3	一部山沿いに分布
		元 宿	1 7	1 7	一部山沿いに分布
		新 宿	1 4	1 4	広く分布
		陵 草	1 1	9	山沿いに分布

(3) これまでの取り組み

1) 本町の取り組み

ア) 南部町地域防災計画の策定

本町では、令和4年3月に新しい地域防災計画を策定し、災害対策基本法第42条第3項に基づき、本町の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に「南部町防災会議」を設置し、災害時における情報収集に努めることとしている。

イ) 防災訓練の実施

災害からの被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、啓発活動や防災教育の普及に努めている。

ウ) 防災、感染症等対策備品の備蓄

町民生活上必要な物資を確保するため、備蓄物資管理施設の管理者に対し、情報伝達を行うとともに、協定を締結している店舗などに対しても物資調達の準備を要請できる体制を推進している。

エ) 南部町地域防災計画の町内への周知

概要版を作成し、町内全戸に配布している。

オ) 災害時の避難場所開設

町内各組ごとに避難場所を開設し、有事の際に活用する。

カ) ホームページへの掲載

山梨県が作成した南部町土砂災害ハザードマップを当町のホームページにおいて掲載している。

2) 当会の取り組み

ア) 事業者BCPに関する国の施策の周知

イ) 事業者BCP策定セミナーの開催及び個別相談会の実施

ウ) 山梨県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入推進

エ) 事業継続力強化支援計画策定のための南部町産業振興課との連携

オ) 自然災害発生時に被災した地域の会員企業を連絡・訪問し、被災状況の確認を行い、行政などに連絡

カ) 防災備品（ヘルメット、非常食、飲料水、懐中電灯、救急道具等）の備蓄

II 課題

現状では、本町と当会の緊急時の取り組みは、「南部町地域防災計画」において、当会が災害時に果たすべき取組は示されているが、町と商工会間の具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が当会には少ない。さらに、災害復旧に備える災害保険の活用を提言できる当会経営指導員等職員も不足しているといった課題がある。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と本町との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染症発生期」と細分化する。）には速やかに拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時に、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。

*対象共済・保険制度

火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、会員福祉共済、商工貯蓄共済、自動車共済他

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

2022年（令和4年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と本町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

- ・令和4年3月に改正された「南部町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回や窓口での経営指導の際に、東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）が提供するハザード情報などを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災保障等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

- ・商工会ホームページや町広報、町内回覧等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対してBCP策定の重要性を説明し、山梨版BCP作成シートや全国連と東京海上日動火災（株）が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCPヒアリングシート、作成シート等を活用し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練、リスクファイナンス等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者へ

の周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年3月までに作成

3) 関係団体等との連携

- ・専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウを有する保険会社等と連携し、事業者の支援にあたる。

- ・連携する東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の提供する事業所所在地のピンポイントのハザード情報を事業者提供し、自然災害等の危険度を周知する。

- ・連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーやリスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。

- ・感染症に関しては、終息時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険、損害保険、感染症特約付き休業補償等)の紹介等も行う。

- ・山梨中央銀行南部支店・南部郵便局と連携し、BCP策定の必要性を周知する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター提示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・BCPは策定してそのままになってしまうケースが多いことから、小規模事業者のBCP等の取り組み状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。

- ・事業継続力強化支援に関する打合せ会(構成: 当会、本町)を開催、状況確認や改善点を協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、本町の連絡ルートの確認等を行う。

- ・訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発生後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

(LINE等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を当会と本町で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員への体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、南部町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

- ・職員自身による情報収集において、地域の防災無線、ラジオ、テレビ等で集めた情報を元に出勤をするか否かを判断する。

*警戒レベル3以上の際には自身の安全が確保でき次第出勤し、災害に対する準備活動を行う。

警戒レベル2以下の際には自身の安全を確認の上出勤し、情報収集を行う。

災害レベル別応急対策活動は下記のとおり(警戒レベルは、内閣府「避難情報に関するガイドライ

ン」を参考に作成)

警戒レベル	災害時における職員の応急対策活動内容
警戒レベル 3 以上	災害内容を把握し、情報伝達対応と町との避難準備等の連携協力を行う
警戒レベル 2 以下	職員自身災害情報を収集し、町との連携協力と共に災害内容等の確認を行う

(豪雨における例)

- ・職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警戒解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

【被害規模状況の目安は以下を想定】

大規模な災害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等。大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており確認がとれない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

*なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により当会と本町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回程度共有する
2 週間～3 週間	1 日に 1 回程度共有する
4 週間～2 ヶ月	3 日に 1 回程度共有する
2 ヶ月以降	1 週間に 1 回程度共有する

- ・必要な情報把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。
- また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSVに出力した情報を町・県に対して迅速に報告する。

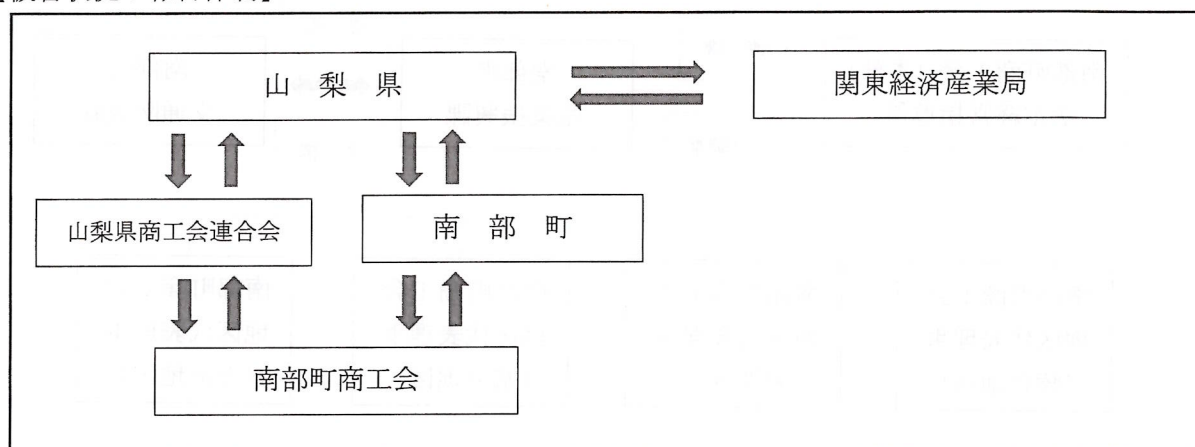
【商工会災害システムによる把握及び入力情報】

項 目	内 容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・ 経営者 ・ 家族 ・ 従業員

	(軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・社長自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額	(円)
写 真	被害を受けた状況
備 考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と本町は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と本町が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、当会又は本町より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と本町が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は本町より山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、南部町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を開設する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県に報告する。

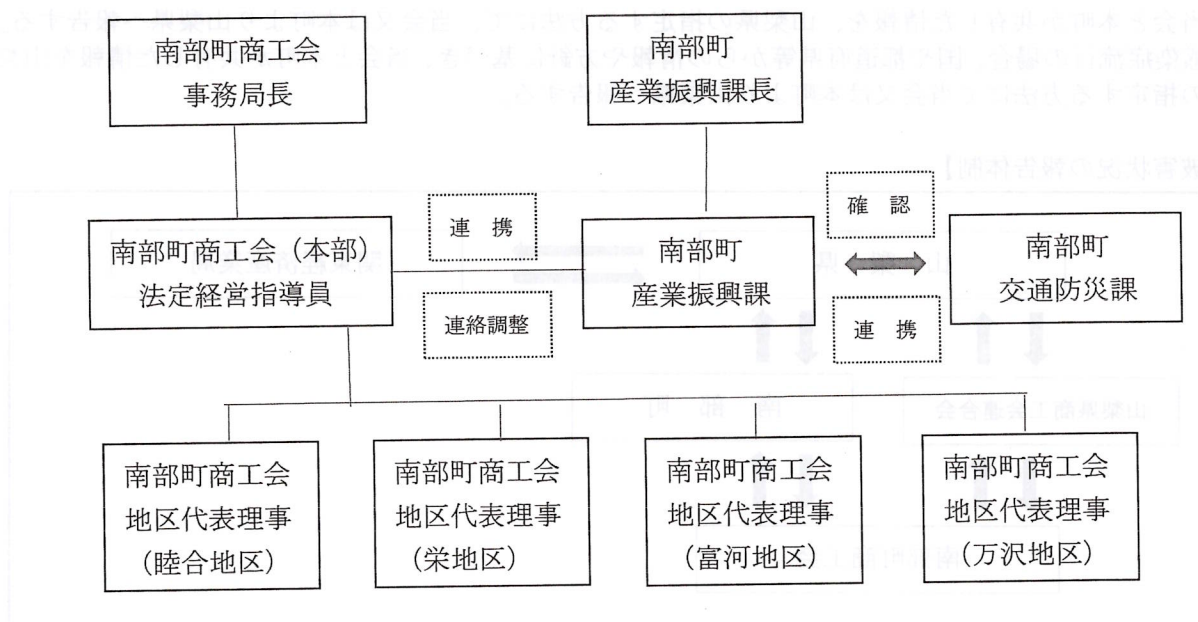
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 3 年 9 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 平山光一郎 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

南部町商工会

〒409-2212 山梨県南巨摩郡南部町南部 8427-3

TEL : 0556-64-2357 / FAX : 0556-64-3779

E-mail : nanbu@shokokai-yamanashi.or.jp

②関係市町

南部町役場 産業振興課

〒409-2192 山梨県南巨摩郡南部町福士 28505-2

TEL : 0556-64-8075 FAX : 0556-64-8074

*その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県に連絡する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	88	88	88	88	88
BCP啓発セミナー開催費	55	55	55	55	55
BCP啓蒙チラシ作成費	33	33	33	33	33

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県補助金、町補助金、商工会事業費繰入金、他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
山梨県商工会連合会 〒400-0035 山梨県甲府市飯田 2 丁目 2 - 1 中小企業会館 3 階 山梨県火災共済協同組合 〒400-0032 山梨県甲府市中央 1 丁目 1 2 - 3 7 東京海上日動火災株式会社 〒100-0805 東京都千代田区丸の内 1 - 2 - 1 東京海上日動火災株式会社 山梨支店 〒400-0032 山梨県甲府市中央 1 丁目 1 2 - 2 8 甲府東京海上日動ビルディング あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1 - 2 8 - 1 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 山梨支店山梨第二支社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 3-20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル 3 階
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取り組みや対策（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償、共済加入等）の周知・説明を行う。 ②小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取り組みの推進等の支援及び助言を行う。 ③BCP策定に向けての普及セミナーを開催する。
連携して事業を実施する者の役割
①損害保険の見直し ②災害想定時の復旧必要額算定によるBCP計画等の紹介及び周知 ③BCPセミナーの開催
連携体制図等
<pre> graph TD A[東京海上日動火災 (株)] --> D[南部町商工会] B[あいおいニッセイ同和損害保険会社 (株)] --> D C[山梨県火災共済協同組合] --> D D <--> E[山梨県商工会連合会] D --> F[管内商工業事業所] F --> D </pre>

